

都市・環境委員会委員長報告

都市・環境委員会における、審査の経過ならびに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第101号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第2号）についてほか18件の議案についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において、特に議論となりました点について、順次ご報告申し上げます。

まず、甲第115号議案 和解について、であります。

これは、本市が平成27年に発注した、一宮浄化センター施設改修工事の工事費用支払いを巡って工事業者から提訴された件について、岡山地裁から、市が工事業者に対し1億7000万円を支払う和解案が提示されたことを受け、和解に向けた手続きを進めていくものであり、本補正予算において、和解金等を支払うための費用が計上されております。

和解に応じる理由は、本市が工事発注時に参考として仕様書に盛り込んだ放流管のルート図が、性能発注という考え方に基づいた、工事の実現可能性を十分に精査していないものであったため、工事

業者が参考ルート図で工事を計画したところ施工ができず、放流管ルートの変更及び工期の変更が必要となったためです。

委員から、性能発注だとしても、市として事前の調査、検討を確実に行う必要があると思われるが、市の担当部署間での情報共有や再発防止策の考えについて質問があり、当局から、本体工事について、軽微な割合の工事であるという判断のもと、十分な協議を行わずに発注してしまったことが、今回の事案の重要な原因だと認識している。今後の再発防止については、担当者ないしは担当の組織で判断することなく、環境局として十分チェックする体制を強化することが重要であり、環境局内に設計審査会を新設し、様々な視点でチェックする体制を構築したいと考えている。また、契約に関する部署とも今後協議を行い、研修の強化や情報共有を図ることなどにより、再発防止に努めていきたい、との答弁がありました。

次に、甲第101号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算(第2号)についてのうち、都市整備局の所管分関係、地域公共交通利便増進事業について、であります。

これは、バス路線の再編など、令和6年度から10年度にかけて重点的に取り組む具体の施策を位置づけた、岡山市地域公共交通利便増進実施計画に基づき、利用者に親しみやすいサービスを提供するため、市内各方面で運行する支線の車両や停留所等について、統一感のあるトータルデザインを検討するなどの整備計画の作成や、低床車両等導入支援の拡充を行う費用を計上するものです。

委員から、幹線と支線等、運行業者が異なる場合などのトータルデザインについてはどう考えているのか、との質問があり、当局から、新たに運行する支線の車両や停留所等を統一感のあるデザイン

とすることで、利用者にとって親しみやすいサービスを提供したいと考えている。基幹バスはバス事業者が各自で運行するため、事業者のデザインとなるが、支線については、統一されたデザインで運行したいと考えている、との答弁がありました。

さらに委員から、この計画は路線の再編等について利便増進をうたった計画であるため、利便増進につなげるために、バス路線の変更についてしっかりと広報していく必要があるのではないか、との指摘があり、当局から、乗り継ぎ拠点でわかりやすい運行情報を提供するなど利便性を高めることが広報につながると考えており、トータルデザインもその一環と認識している。今後、計画の詳細を検討していく中で、様々な広報媒体を通じて広く周知していきたい、との答弁がありました。

以上、ご報告いたしました。このほかにも審査の過程でさまざまな意見や要望が出されました。

当局におかれましては、本委員会が出された意見や指摘を真摯に受け止め、今後の事務事業の執行に当たられますよう申し添えて、都市・環境委員会の報告を終わらせていただきます。